

令和7年度第9回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会、令和7年度化学物質審議会第4回安全対策部会、第261回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会	
令和8年1月13日	資料3

1 化審法の優先評価化学物質の見直しについて
 2

3 令和8年1月
 4 厚生労働省
 5 経済産業省
 6 環境省
 7

8 「化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価の基本的な考え方【改訂第3版】¹」の4.
 9 の（3）に基づき、次の条件に該当する場合には優先評価化学物質の取り消しに相当すると
 10 判断する。

- 11
- 12 (ア) 優先度マトリックスにおける優先度が3年連続で「外」となる物質
 13 (イ) 過去3年間の優先度が「低」又は「外」で構成される物質（3年連続「外」であるもの
 14 を除く。）については、PRTR情報及びモニタリングデータを活用し、スクリーニング評
 15 価における専門家による詳細評価の判断基準も参照して、以下の2つの条件を満たす物
 16 質
 17 ・過去3年間のPRTR情報による優先度も「低」又は「外」で構成される
 18 ・過去5年間のモニタリングデータで、いずれの地点においてもHQ及びPEC/PNEC比が
 19 小さい
 20 (ウ) 人健康影響と生態影響の両方が指定根拠の優先評価化学物質については、両方が上記
 21 (ア) 又は(イ)に該当する物質

22
 23 本考え方に基づき、今年度優先評価化学物質の指定を取り消す物質は別紙のとおり。優先
 24 評価化学物質の指定の取り消し後は、一般化学物質としてスクリーニング評価を実施する。

¹ 化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価の基本的な考え方【改訂第3版】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/riskassess_kangaekata.pdf

25

・人健康影響の観点から（イ）に該当する物質

優先評価化学物質		有害性クラス				分解性考慮暴露クラス (化審法)				暴露クラス (PRTR)			優先度 (化審法)		優先度 (PRTR)		モニタリングデータ												備考
通し番号	物質名称	優先として指定することが適当であると判断した際の有害性クラス	優先評価化学物質の指定後に更新された有害性情報を用いた有害性クラス	定量情報	変異原性	発がん性	優先として指定することが適当であると判断した際の暴露クラス	R3FY 排出実績※2	R4FY 排出実績※2	R5FY 排出実績※2	R3FY 排出実績	R4FY 排出実績	R5FY 排出実績	R3FY 排出実績	R4FY 排出実績	R5FY 排出実績	大気モニタリング調査名	大気モニタリング最大濃度[mg/m3]	濃度範囲	検出地点数(欠測除く)	最大HQ	水質モニタリング調査名	水質モニタリング最大濃度[µg/L]	濃度範囲	検出地点数(欠測除く)	最大HQ			
67	テレフタル酸ジメチル	2	4 ^{※1}	4 ^{※1}	外	-	3	4	5	5	5	5	5	低	低	低	低	情報なし	情報なし	情報なし	情報なし	要調査項目(令和4年度)	<0.01	<0.01	0	20	<4.0×10 ⁻⁶		

※ 1 優先評価化学物質への指定後、最新の有害性情報に基づきスクリーニング評価と同様に評価を実施した結果、有害性クラスが優先指定時から変更された。

※ 2 直近3年間の化審法届出情報（製造・輸入数量及び用途情報）に基づき暴露クラスの付与を行った。

26

27

（参考）人健康影響データ

優先評価化学物質		定量有害性情報					変異原性								発がん性	
通し番号	物質名称	最小有害性評価値(D値) [mg/kg/day]	該当評価項目 [mg/kg/day]	NO(A)EL等 不確実 係数倍 (UFs)	情報源	①Ames試験 (復帰突然 変異試験)	②in vitro は乳類染色 体異常試験	③その他in vitro試験	④in vivo 小核試験	⑤その他in vivo試験	⑥化審法変 異原分類	情報源	発がん性分類			
67	テレフタル酸ジメチル	0.1	一般毒性	0.1	IRIS	陰性	陰性	MLA陰性, 小核陰性	陰性	マウス骨髓 CA疑陽性	SIDS, AU- NICNAS, 環境省J スクリーニング, NTP-DB, 安衛法変異原性	情報なし				